

日本物流学会における学会活動のガイドライン

1. 学会活動における基本的な事項

1) 中立性と公平性の確保

学会における活動や組織運営については、公私混同を避け、中立性と公平性を保たなければならない。政治的あるいは思想的な活動は、してはならない。

2) 個人情報の漏えい防止

学会における活動や組織運営で知りえた個人情報（氏名、アドレスなど）は、他に流用してはならない。ただし、本人の了解を得た場合を除く。

3) 学会の私的利用の禁止

学会における活動や組織運営は、あくまでも学術と研究にかかわる社会貢献活動を基本とする。このため、学会における活動や組織運営を、個人および所属機関の営業や宣伝に利用してはならない。また、これに類するものと誤解を受けるような行為も、避けなければならない。

4) 学会の成果の利用範囲

学会活動による研究成果は、原則として、物流に関する研究のために使用することとする。ただし、全国大会、講演会、地域部会などの学会活動において公表された研究成果については、公表した者が禁じない限り、学会員が個人もしくは所属機関において利用することを妨げない。このような場合は、参考ないし引用の事実を明記することや、学会で公表されたことを明記することなどにより、他の学会員等の学会に対する貢献を尊重することが望ましい。

5) 追加

本ガイドラインで不十分な場合は、倫理規定などの設定を検討する。

2. 学会での活動と個人の活動の分離

1) 学会と個人の立場の区別

学会員は、学会を代表する立場で意見を求められる場合と、個人的に意見を求められる場合を、明確に区別する必要がある。たとえば、学会長が学会長として意見を求められたときは、学会長の名称のもとで発言する。しかし、学会を代表する立場でなく個人の意見を公表する場合は所属機関の名称を使用し、原則として、学会名や学会員を名称として使用しない。

2) 学会としての意見表明の際の留意事項

学会員が、学会を代表して意見を表明する必要がある場合には、公表内容について、学会執行部に事前に了解を求めることとする。

地域部会における研究会等が意見を表明する必要がある場合には、公表内容について、地域部会長に事前に了解を求めることとする。

以上